

## 尾張都市計画事業 小牧本庄土地区画整理審議会委員選挙

区画整理課 (☎ 76 - 1160)

### ▶選挙人名簿縦覧期間

12月2日(木)～15日(水)

### ▶立候補受付期間

令和4年1月5日(水)～14日(金)

### 縦覧および受付

時間 午前8時30分～午後5時15分

※この審議会委員の選挙期日は令和4年1月30日(日)です。

# 市からの お知らせ

## 12月定例会のお知らせ

議会事務局 (☎ 76 - 1168・1169)

12月定例会は、11月30日(火)に開会予定です。  
議事日程が変更となる場合がありますので、詳細は市ホームページでお知らせします。

※傍聴につきましては、傍聴者の人数を制限する場合があります。

※市ホームページでは、本会議および委員会のライブ中継・録画配信をしていますので、ご利用ください。



◀市ホームページ▶

## ふらっとみなみ・ゆう友 せいぶの 臨時休館日

ふらっとみなみ (☎ 77 - 1375)

ゆう友 せいぶ (☎ 42 - 2030)

施設の定期清掃、設備の点検などのため臨時休館します。

とき 12月8日(水)

ところ ふらっとみなみ(南部コミュニティセンター)  
ゆう友 せいぶ(西部コミュニティセンター)

## 小牧市消費生活センター

☎ 76 - 1119 月～金曜日

※閉庁日を除く

午前10時～正午、午後1時～4時30分

## カニいりませんか？ 電話勧誘に要注意！！

消費者庁 消費者ホットライン 188  
イメージキャラクター 「イヤヤン」



## 消費者トラブル情報



高齢の母が、自宅にひとりでいるとき、海産物購入の勧誘電話がかかってきました。母はすぐに勧誘電話と分かり「断ります」と電話を切ったが、昨日業者から「フリー便でカニを送った」と再度電話がありました。  
代引きで配達されるようだが、受け取るべきだろうか？

### ★消費者へのアドバイス

・代引配達で商品が届いても、購入の申込みや承諾をしていなければ契約は成立しません。支払ってしまった代金は取り戻せなくなる場合があるので、商品の受け取りや代金の支払いには応じないようにしましょう。

・電話勧誘があり、購入することに同意してしまった場合は、契約書面を受け取った日から8日間は「クーリング・オフ」をすることができます。

### ●送りつけ商法

頼んだ覚えのない商品が突然届いたり、電話勧誘を断ったのに商品が届いたりする商法。トラブルにあう人のほとんどが高齢者です。

### ●電話がかかってきたときは・・・

「きっぱり断る」「すぐに切る」

●頼んだ覚えのない商品が届いたときは・・・  
商品を「受け取らない」代引配達は「支払わない」

不安に思った場合やトラブルになった場合は、すぐに消費生活センター、または☎ **188 (いやや)** (消費者ホットライン) に相談しましょう。



## 11月分修理再生品

プラザハウス (☎ 78-5016)

ご希望の方に有料でお渡します。当選の際は防犯登録料 600 円と自転車代金 4,400 円が必要となります。

申込者多数の場合は、12月5日(日)午前10時からプラザハウスで公開抽選を行います。

抽選の結果は当選者へのみ郵送でお知らせします。当選後の辞退はご遠慮ください。

**修理再生品** 自転車3台

**対象** 18歳以上で市内在住の方(1世帯1品)

**申込み** 11月30日(火)までに、所定の用紙でプラザハウス、ごみ政策課、東部・味岡・北里の各市民センターから申し込んでください。また必要事項をご記入のうえメールで申し込むこともできます。詳しくは、市ホームページ(QRコード)をご覧ください。

実物はプラザハウスにて展示しています。



## 裁判員制度 ～まもなく名簿記載通知を発送します～

名古屋地方裁判所裁判員係  
(☎ 052-203-8916)

### ■ 裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

令和4年の名簿に登録される人数は、全国で約23万3,000人です(選挙人名簿登録者全体に占める割合は、約453人に1人)。

### ■ 裁判員候補者名簿記載通知について

令和4年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ(名簿記載通知)を送ります。この通知は、来年2月頃から再来年2月頃までの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えするものです。

また、同封の調査票は、候補者の方の事情を早期に把握し、明らかに辞退が認められる場合の負担を軽減するものですので、項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

裁判員制度にご理解とご協力をお願いします。



裁判員制度について▶

## 11月30日(いいみらい)は「年金の日」です!

名古屋北年金事務所 (☎ 052-912-1246)  
市民窓口課 (☎ 76-1124)

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。

この機会に、「ねんきんネット」でご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。

ご利用については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

## 笑顔で さきがけ あいさつ運動

小牧市青少年健全育成市民会議  
(少年センター内) (☎ 71-1325)

家庭や地域で、気持ちのよいあいさつをかわし、気づかいのあるかかわりで、地域ぐるみで、子どもの健やかな育ちを応援する運動です。

朝、家族にあいさつをする、登校中のお子さんにあいさつをする、ゴミ出しの時に近所の人にあいさつをするなど、それぞれのできる範囲で構いません。ぜひ運動にご参加ください。

**とき** 11月30日(火)午前7時50分～8時20分



## 夢にチャレンジ発表会で あなたの夢を発表してみませんか

こども政策課 (〒 485 - 8650 住所不要  
☎ 76 - 1179 mail kodomo@city.komaki.lg.jp)

こどもの夢を育み、夢へのチャレンジを応援する事業の新たな取組みとして、中学生自らが考えた夢を発表する場である「夢にチャレンジ発表会」を開催します。

発表会に参加し、自分の夢を自ら考えることにより、将来高校生、大学生などになったときに「夢にチャレンジ助成金」を活用し、夢の実現に向けてチャレンジしてもらう契機とすることを目的に実施します。

**対象** 市内在住の中学1年生から3年生の方

**発表者** 5人程度

**記念品** 図書カード (1万円分)

**発表会** 令和4年2月20日(日)中央図書館1階イベントスペース

**申込み** 令和4年1月7日(金)午後5時15分(必着)までに、必要書類(発表会申込書、夢にチャレンジシート、生徒手帳等の写しなど)を郵送、メールまたは直接こども政策課

**審査** 内容に主体性、創造性、実現性、熱意等があるか、発表者の夢の実現を多くの市民が応援したくなるような内容か等の基準により行います。夢の内容に優劣をつけるものではありません。結果は応募者全員に通知します。

※詳しくは、市ホームページ(QRコード)をご覧ください。



## ひきこもり状態にある方についての アンケート調査を実施します

福祉総務課 (☎ 76 - 1196)

介護、障がい、保健、生活困窮などさまざまな分野において、『ひきこもり』が深刻化しています。

目に見えづらい『ひきこもり』について、本市における実態を把握し、今後の施策の参考とするため、ひきこもり状態にある本人およびその家族へ向けたアンケート(無記名)を実施します。

ご協力をお願いします。

### アンケート対象者

- ・市内在住の15歳以上(中学生除く)の『ひきこもり』状態にあると思われる方
- ・対象者の家族または関係の深い方(近隣住民等)

Q:『ひきこもり』状態とは、……

A:仕事や学校にいかず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず6ヶ月以上続けて自宅にひきこもっている状態(たまたま買い物に出かけられることを含む)

【厚生労働省定義】

### アンケート用紙

下記QRコードにアクセスしご回答ください。

**実施期間** 11月15日(月)~12月15日(水)



~知っていますか?『ひきこもり』に関する相談窓口~  
保健師がお話を伺います。

ひとりで悩まずに、お気軽にご相談ください。

★保健センター (☎ 75 - 6471)

また、愛知県内の保健所や精神保健福祉センターにおいても、ひきこもりに関する相談をお受けしています。

★県内のひきこもり相談窓口について (QRコード)



## 悪質な業者にご注意ください

上下水道業務課 (☎ 79 - 1320)

市内で「業者が突然訪問し、勝手に水道管を掃除されたうえ、高額な料金を請求された」という事例が発生しました。本市では、突然訪問して水道管の清掃作業等を行って金銭を要求することはありません。今後も同様なことが発生する恐れがあります。どうかご注意ください。

なお、水道メーターの検針や開栓中止作業、料金の徴収などについて、本市はフジ地中情報(株)名古屋支店に業務委託をしています。従業員は上下水道部が発行した身分証を携帯しています。不審に思われたときは身分証の提示を求め、上下水道業務課お客様センターまでご連絡ください。



## クロスコネクション（誤接続）の禁止について

上下水道業務課（☎ 79 - 1314）

上水道の給水管に井戸水や雨水などの配管を接続することを**クロスコネクション（誤接続）**といい、水道法で固く禁止しています。バルブ（弁）で切り替えて使用することも**クロスコネクション**になります。

**クロスコネクション**は、井戸水などの逆流によって上水道を汚染してしまう原因となります。

皆さんの自宅などで、上水道の他に井戸水や雨水などを使用している場合は、その配管が上水道の給水管に接続していないか、いま一度確認をお願いします。接続の恐れがある場合は、速やかに上下水道業務課へ連絡してください。

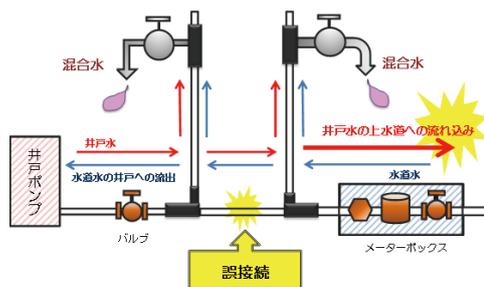
**クロスコネクション**が判明した場合は、自己負担で配管を切り離す工事を行っていただきます。

なお、管の切り離しが確認できるまでは、水道法の規定に基づき、水道の給水を一時停止します。

配管の調査や給水工事については、小牧市水道事業指定給水装置工事事業者（指定工事店）へご相談ください。

指定工事店については、市ホームページにて一覧表を掲載していますのでご確認ください。

【クロスコネクション（誤接続）の一例】



## 貯水槽の点検について

環境対策課（☎ 76 - 1136）

### ●ビル・マンションなどの飲み水は大丈夫ですか？定期点検をお忘れなく！

受水槽が設置されているビル・マンションなどの飲み水を安全で衛生的に飲むために、受水槽の設置者（管理者）は水道法の基準による適正な管理が義務付けられています。

**簡易専用水道**（ビル・マンションなどで受水槽の有効容量が 10m<sup>3</sup>を超えるもの）

年 1 回以上の清掃と厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による定期検査を受けることが義務付けられています。

**小規模貯水槽水道**（受水槽の有効容量が 10m<sup>3</sup>以下のもの）

- ①水槽（受水槽・高置水槽）の清掃を年 1 回以上行ってください。
- ②水槽の状態やマンホールの施錠など施設の点検を行って、不備があれば速やかに改善してください。
- ③いつも給水栓（蛇口）の水の色や味、においなどに注意して、異常があれば水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）に規定する事項のうち必要な水質検査をしましょう。
- ④供給している水が人の健康を害するおそれがあるときは、直ちに給水を停止して、利用者や環境対策課、上下水道部など関係者に知らせてください。
- ⑤週に 1 回以上、末端給水栓水の遊離残留塩素が

0.1mg/L 以上あることを確認しましょう。

- ⑥ 1 年以内ごとに、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による定期検査を受けるよう努めましょう。

※簡易専用水道の使用を開始するときは「簡易専用水道設置届」の提出が必要です。

また、届出事項に変更があった場合、簡易専用水道を廃止・休止・再開する場合にも届出が必要です。（様式は市ホームページに掲載しております）

